

平成26年5月14日

各位

会社名 水戸証券株式会社
代表者名 取締役社長 真殿修治
(コード番号 8622 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 大槻 剛
(Tel 03-6739-5401)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制とコーポレートガバナンスの強化を図るため、現行定款第19条(員数)を6名以内から8名以内に変更するものであります。
- (2) 社外取締役を新たに招聘するにあたり、社外取締役の責任の範囲を明確にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第26条(社外取締役の責任限定)の規定を新設するものであります。
なお、社外取締役との責任限定に関する規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成26年6月26日(木)
定款変更の効力発生日(予定)	平成26年6月26日(木)

以上

< 定款変更の内容 >

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条～第 18 条 (省略)</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は<u>6</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 25 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条～第 34 条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(員数) 第 19 条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定</u>) <u>第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定に基づき、社外取締役との間に会</u> <u>社法第 423 条第 1 項の行為による賠</u> <u>償責任を限定する契約を締結するこ</u> <u>とができる。ただし、当該契約に基</u> <u>づく賠償責任の限度額は、7 百万円以上</u> <u>であらかじめ定めた金額または法令</u> <u>が規定する額のいずれか高い額とす</u> <u>る。</u></p> <p>第 27 条～第 35 条 (現行どおり)</p>

以上